

アジア留学生と日本の大学・高等教育

—明治末期の山口高商の事例より—

渡 部 宗 助*

一 はじめに

「謹啓 小生等学校ノ不当ナル処置ニ付不得已退学致候、小生等滯在中山口町中各位様ノ厚情ニ預リ各位ト離別スルコトハ誠ニ残念不堪候、乍略儀報紙ヲ以テ山口全町各位様平素ノ好誼ヲ感謝シ并ニ告別仕候、山口高商清国留学生、七十九名、公啓」（「防長新聞」1911（明治44）年6月20日付、『特別広告』）。こうして、山口高等商業学校在学清国留学生99名中、8割もの留学生が山口を去って行った。

『山口高等商業学校沿革史』は、この事件を「明治四十四年五月思はざる不祥事が勃発した」という書き出しで、約2頁を費やしてその経過を述べている（同『沿革史』P.673～傍点筆者。以下同じ。）。そして、同『沿革史』によれば、「彼等の自省と悔悟とを待つて寛大なる処置を探らんことを期したのであるが……十月三十一日遂に八十一名の退学処分を断行し……」それによって問題は解決されたかの如く叙述されている。

しかしながら同校では、同年10月末日を以て「留学生部予科」は廃止されるなど、留学生教育は、大巾に縮少せざるを得ず、実質的には廃止ともいえる状態になった。自ら積極的に要望して留学生招致を推進した同校において、その廃止は、同校の教育方針の自己破綻にもつながる意味を有していたはずである。したがって、それは、留学生の「退学処分」で解決するような性質の問題ではなかったのではあるまい。

ところで、アジア留学生の集団退学・休学事件は、山口高商におけるそれが最初ではなかったことを想起する必要がある。

在日留学生史上、最も大規模で、最も典型的な集団退学事件は、1905（明治38）年の所謂「清国留学生取締規則」（正式には「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」文部省令第19号、明治38年11月2日）に抗議して、当時、8千～9千名といわれた留学生中「二千名の留日学生が退学・帰国」するという事件であった。¹⁾

又、それより先、同年1月には、「東京府立一中校長の新聞談話『朝鮮人には高等教育不要』に抗議して、朝鮮留学生同盟休校」という事件もおこっている（田中宏「アジア留日学生年史」『アジアレヴュー』4号及び、『教育時論』748号）。

このような歴史的事実は、山口高商で起った「集団退学事件」を、「思はざる不祥事」とか、あるいは単に同校の教育方針をめぐる問題としてのみ把握するのでは、全く不十分であることをわれわれに示している様に思われる。それは当時のアジア留学生教育をめぐる問題状況及び当時の日本の大学・高等教育の現実との関連で、「集団退学事件」が提起した問題が何であったかをあらためて問うているように思う。

そこでわれわれは、まず、上記「特別広告」の掲載をもって集団退学に及んだこの事件が一体いかなる経過を経たのか、その近因・遠因はどこに求められるかを探ってみることにしよう。

〔注〕

- (1) この事件については、さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』（くろしお出版、P.461以下）が、その経過を詳細に叙述している。また、永井算己「所謂清国留学生取締規則事件の性格——清末留日学生の一動向——」（『信州大学紀要』2号、1952）は、「清末革命との関連に於て」その歴史的性格を次のように述べている。

「古き中国の解体過程に於て当然起るべきして起った不可避的事件の一駒であり、新しき中国の黎明をよぶ清末留日学生史上の輝しき抵抗の記録であつたのみならず、素朴乍らも、所謂反帝反封建運動の先駆的出来事として今日にその生々しい系譜をあとづけてもいるとは云へないであらうか」と。

二 集団退学事件

1. その発端から結末まで¹⁾

事件の発端は、1911（明治44）年5月の同校3年生の満韓修学旅行問題であった。

1905（明治38）年設立の山口高等商業学校は、満韓経営の人材養成を重要な教育目標としていた。そして1907（明治40）年以後、同校3年生には、満韓修学旅行

*広島大学大学教育研究センター

を実施していた。当初、清国留学生は3学年 在籍していなかったが、1911（明治44）年に至り、同留学生9名が、3学年 在籍するようになった。

同年5月、学校側は、満韓修学旅行出発間際になって²⁾、清国留学生については、その旅行先を朝鮮までとし、満州行きの差留めを決め、告示した。

当該留学生達は、日清学生同待遇を要求することになり、2年生の留学生達もそれに同調した。運動は数日にして、清国公使館留学生監督部に働きかけ、その支持を得ると共に、同留学生監督部をして、山口高商及文部省に申し入れを行なわしめるまでに拡大した。結局、5月16日文部次官岡田良平が、清国留学生の満州行きを認める裁断を下し、9名の留学生は、既に出发していた日本人学生の後を追って同月19日山口を出发し、朝鮮安東で合流することになった。

「斯くて修学旅行に関する紛糾は一段落を告ぐる」（「防長新聞」5月20日）かに見えた。

ところが、約1ヶ月後の6月17日に至り、学校側は、「3年生の満州旅行の件に関し無関係なる……2年生が同盟的行動を探り……学生の願意を容れられたる後」も、「毫も学校の命令を奉ずるの意なき」リーダー格の2年生2名の留学生に「停学」を命じた（「防長新聞」6月20日及21日）。この処分は、同校規則第21条——生徒ニシテ校規命令ニ違背シ其ノ本分ヲ失フ者ニハ学校長ハ懲戒ヲ加フ 懲戒ハ分テ譴責、停学、放校トス——（同『学校一覧』明治41年～42年）に拠っておこなわれた。

この1ヶ月の間、学校側は、留学生達の行為は穏当を欠くとして、彼らに謹慎・謝罪を求めたが、処分された2人の留学生は、最後まで、頑としてそれに応じなかつたものらしいと新聞は報じた。

この学校側の処分を不当として、2年生19名中13名、1年生41名中35名、予科生30名全員、計78名は、処分発表の翌々日の6月19日、校長に³⁾退学願を提出した。同時に彼等は、前記「特別広告」を6月20日付「防長新聞」に掲載して、集団退学した。

退学した留学生達は、次々に山口を離れたが、『教育時論』誌はその模様を次の様に伝えた。

「山口駅発の汽車にて東京清国公使館に向け出発する引きも切らず、21日（＝6月）までに同地を引揚げたる者50余名の多きに達せり」（同誌944号、同年7月5日）。

退学・上京した留学生達は、清国公使館、文部省に転校希望の運動を続けた。7月25日には、清国人会館に集合して、次の3ヶ条⁴⁾を決議し、清国公使の手を経て、文部大臣に伝送した。

1) 退校せる学生全部は絶対に山口高等商業学校に

復帰せざる事

- 2) 若し万一他へ転校の見込なき時は帰国する事
 - 3) 毎年山口高等商業学校へ入学すべき25名の清国留学生は今後廃止する事
- （「防長新聞」8月3日）⁴⁾

これに対し学校側は、10月31日付をもって、留学生（予科生全員を含む）81名に退学を命じた。それは、同校規則第19条第4項「正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上缺席シタル者」を適用したものだった。

こうして、同校には、3年生9名、2年生4名、1年生5名、計18名の留学生が残留するのみとなつた。留学生部予科は、10月を以て廃止された（同『学校沿革史』P. 633）。

退学・離山した留学生達の転校は認められないまま、同年11月「清國」において、辛亥革命がおこり、留日清国留学生は繰々と退学・帰国して革命運動に馳せ参じた。山口高商においても、更に退学・帰国する者があつて、同年12月末には、8名の留学生を残すのみとなつたのである。

そして、同校においては、1915（大正4）年、最後の留学生が卒業するに及んで、留学生は皆無となつた。大正末年の外務省文化事業部「中華民国留学生特設予科」も、同校にではなく長崎高商に設置されるなど、山口高商は見るべき、留学生教育をなしえなかつた。

山口高商において、再びその「隆盛」をみたのは、1936（昭和11）年の「満州國留学生特設予科」設置以後のことであった。

〔注〕

- (1) この顛末を明らかにするには、学校当局側と留学生側双方の直接資料が必須であるが、現在のところそれらは発掘されていない。そこで、以下の記述は、隔靴搔痒の感を免れないが、『山口高等商業学校沿革史』（昭和16年）、同『沿革回顧談』（昭和9年、手稿本）、同『校友会報』（明治39～45年）同『学校一覧』（明治38年～44年）、諸新聞特に「防長新聞」に拠ることにする。
- (2) 出発2日前という報道があったが（「防長新聞」5月17日），前後の状況から推察すると疑問が残る。
- (3) 「防長新聞」紙上の「特別広告」によれば、退学者数は79名である。同紙（6月21日）は、その「符合せざるは一名の去就に迷へるものあるが為ならん」と報じている。又、「馬閥毎日新聞」（6月25日）は、「清国学生84名が聯合退学せる」と述べている。

(4) この「3ヶ条」は「教育時論」(947号、同年8月5日)が伝えるものとは若干異なるが主旨にかわりはない。

2. 事件の原因——留学生教育の問題性

以上が、事件の経過の素描である。上述のように、事件の直接の原因是、2名の留学生の停学処分問題であった。そして、その処分問題は、清国留学生の満韓修学旅行参加可否に発していた。

当時の国際状況において、特に東アジア世界における日本の位置からすれば、日本人学生の「満韓修学旅行」の大学・高等教育史的意味づけは、独自に追求すべき研究課題であろう。日露戦後の「満韓経営」という国策は、1903(明治39)年の満鉄の設立に象徴されるが、それらに則ってのこの修学旅行は、当時、数多くの高等学校、師範学校、中学校が実施していたものだった。

そして、その旅行においては、「見学の際又は名士の講演を聞くに方りても清国留学生をして見聞せしめ難き場合多く」あったと、言われている(「防長新聞」5月17日)。実は、同様のことは、国内旅行においてもあったのである。例えば、山口高商においては、事件のあった前年、2年生の関東方面の修学旅行で、「東京砲兵工廠を見学せし際にも彼等(清国留学生)の在るが為に我学生も亦見るを得ざりし箇所あり……我学生の蒙るべき不便と不利とは決して少からざる」と報じられている(同上)。

さらに、この1911(明治44)年には、山東半島で「煙台事件」なるものが勃発していた¹⁾。「其処へ清国人留学生を交へた旅行団を差向けることは若干考慮を要すべき問題であった」と同校当事者の語るを聞けば(『本校沿革回顧談』)，問題の所在は明瞭になろう。

つまり、この修学旅行問題というのは、実は留学生教育における「国益」の問題を、より一般的には、教育における、排外主義的「ナショナリズム」と「インターナショナリズム」(国際連帶)の問題を、その内に孕んでいたのであった。このことが、第一の問題性として重要な遠因であったと考えられる。

次ぎに、原因究明の対象となるのは、留学生達の要求と運動、それに対する学校側の対応における問題であった。

彼等留学生の要求は法外・不当なものだったろうか。それは、日本人学生との差別のない待遇要求——それはすぐれて学习・教育的な——でしかなかったと言えよう。

満韓修学旅行要求も、又その修学旅行に対する補助金支給要求も(補助金は日本人学生に対してのみ与え

られていた)，それらの一つだった。また、この年の「規則」改正で新設された、第二外国語としてのドイツ語に対する履習要求も留学生達には強かった。更には、ある教授の言行に対する潜在的な排斥意識もあった。それも、学习・教育要求の変形と考えてよからう。

これらの潜在・顕在の学习・教育上の不満・要求が、事件の原因になっていたことは否定できない。しかも、これらの要求の運動化に対して、その要求の検討よりも、「同盟結党の形を以て学校に迫った」行動そのものを「不穏當」とし、「謹慎・謝罪」を求め、それを拒否した留学生を「停学」に処すという、学校側の権威主義はやはり批判されねばならないだろう。

「馬閥毎日新聞」は、「今回の山口高商の事件の如きは、……同校教授等の不徳に基くものとして其の偏頗の処置を遺憾となせる者に候」と、教授陣への道徳的批判を行なって留学生達に同情を示した。

ところで、こうした学校側の権威主義は留学生に対してだけでは決してなかったこともつけ加えておこう。例えば、同年、山口県内の師範学校と県立農業学校でおこった「学生反攻」においても同様だった(「防長新聞」6月22日)。山口高商の場合は余りにドラマティックだったのである。²⁾

第三に、われわれは、この事件における日本人学生、町民、新聞報道の動向の中から、その遠因を探ってみる必要があろう。

山口高商の「生徒定員」は一学年100名、事件当時日本人学生計289名、清国留学生は全校生の25%を占めていた。その約8割が退学・帰国するという事態に対し、日本人学生はいかなる対応を示したであろうか。

今日、それを解明する資料は欠しいが、留学生もその会員であった、学友会の機関紙は、一つの手がかりを与えてくれるだろう。

ところが、ほど隔月発行であった『学友会報』に、この事件に関する記事が全く見当らない。当時、この種の機関誌においては、その編集又は検閲が学校側の前提的条件になっていたことをあわせ考えれば、学校側の方針として、一切の掲載を禁止したと推測するのは不当ではない。そして、敢てそれに批判・抵抗する集団的主体も形成されていなかったと思われる。

日本人学生のこの事件への態度を暗示していたと思われる、匿名の投書が僅かに一編あった。曰く

「世の中に己の立脚地と云ふものを忘れ一時の喜怒哀楽の情に左右せられ己れには何の主義もなく、唯多数を頼みて附和雷同する奴程愚で又憐むべきものはあるまい。併し彼等も又夢醒むる時もあるらう。然し乍ら斯んな馬鹿者は日本人には餘り見受けぬ様

だ」（「学友会報」43号、1911（明治44）年10月5日）

夢醒むべき馬鹿者が誰れであったかの歴史の審判は問うまい。ここでの問題は、清国留学生に対するこの蔑視觀が日本人学生の一般的な状況だったとすれば、学校側の方針を批判し、留学生と連帶する、主体形成の条件は極めて乏しかったのではないかということである。

しかし、その条件が絶無だったと断言できるだろうか。例えば次の様なことがあった。

事件のおこる3ヶ月前の1911（明治44）年2月16日「日清学生」は、その「親交を永遠に鞏固ならしめんと欲し……益者三友の義を取りて三益会なるものを組織し……第一回総会を開催」したのだった。出席した「日清学生」計27名は、双方2名ずつの幹事の選出後、「感想演説」、「洋食の饗」、「余興」を催したのであった。それは、「恰も春風に吹かれて花園に遊ぶが如く満場歡笑の中に時の移るを覚えず」と記されている様に、青春の感傷的一コマではあったかも知れない。しかし、留学生が、「日清各学生は両国語を熟練し以て相互の誤解を免るべき」を主張すれば、日本人学生が、「只此の上は専ら在校生の努力に俟つ」旨を希望するなど、確かに、「日清学生」の友誼の芽はあったと言えるのであろう（「学友会報」40号、3月21日）。

この「三益会」は、その準備過程や全16条の会則の内容からすれば、計画的で民主的なものだったことが窺えるのである。³⁾

しかも、この記事の冒頭に、「敢て学友雑誌を藉り」とあるのは、状況に対するある種の配慮も感取されるのである。こうしたささやかな萌芽も、嵐のような事件の急展開の前には無力だった。

こうして、日本人学生は、遺産として自らの記録を後世に残すことなく終った。

それでは一般町民はどうであったろうか。本小論の冒頭に紹介した、清国留学生79名の“告別”的「広告」は何を表現していたのだろうか。

それは彼等の痛烈な皮肉と批判だったのだろうか。あるいは単なる儀礼であったろうか。それとも、彼らの率直な謝辞だったのだろうか。当時の「日清友好」という国策・イデオロギーの枠内ではあったが、留学生と町民との間には、一定の「好誼」関係の条件は多少ともあったのではなかろうか。

留学生達が、山口に対し「へんぴな田舎町」という不満を懷いていたらしいことは、『本校沿革回顧談』にも散見される。しかし、彼等が、山口高商の全寮制を嫌って、市中に宿舎を求めたり、本国から料理人を

呼んで、「支那料理店」を初めて町内に開店させたり、あるいは、先の「三益会」の準備が町内の寺院を会場に進められたりするなど、積極的に町民生活ににおけるとしていたことが知られる。留学生達の来山以前から、山口高商には「清語」「韓語」の教師として、「清国人」「韓国人」が招聘されていた事実もある。

そうした条件を背景に、「集団退学事件」に対して、たとえ留学生達を支持・擁護する運動はなかったとしても、彼等に同情的な新聞論調も生れたのであろう。「馬関毎日新聞」はその一つであった。しかし他方「防長新聞」のように、学校側の立場を支持・擁護する記事と論説をかけたものもあった⁴⁾。同紙の報道記事には、留学生達が「取消」を申し込むという事件があり（「防長新聞」5月25日），それが事態をより紛糾させたことでもあった。同紙の論理は、一口に「学生の本分」論であって、「多数同盟の力を以て……主張を貫徹」せんとする行為そのものに批判を集中させた。そして、それが、「日本学生間にも大に学校を軽んずる傾向を生じさせるとして警戒したことは、注視すべきことであった（「防長新聞」7月9日）。

そして、同紙はさらに批判の矛先を文部省にも向けた。つまり、文部省が、留学生達の運動に屈して、学校側に方針の変更を命じたことが、学校の権威を損い、そのことが、逆に、学校側の対留学生態度を硬化させ、事態を悪化せしめるに至ったという批判であった。

確かに、この批判が、文部省に対する大学・学校自治という観点からなされるならば、一つの歴史的意義を有する問題提起になりえたであろう。しかしながら、そこにある論理は、権威主義をもって権威主義を批判するの類でしかなかった。文部省が、どのような思惑からの判断であったとしても、結果としてその裁断が、留学生達の要求に応えたものであったことは否定できない。しかし、そのことは、当時の文部省の留学生教育政策を是認若しくは免罪するものであろうか。

われわれは、次節において、それを批判的に検討することによって、留学生教育の問題性をより明解にしたいと思う。

<注>

(1) この「煙台事件」の全容とその歴史的性格については不明である。

(2) 日本の中等教育機関を含む「学校紛擾」は、この時期、つまり「日露戦争直後……から明治末年にかけて発生件数がきわめて多い」という。（寺崎昌男「明治学校史の一断面」『日本の教育史学』

- 第14集収、1971)
- (3) 「三益会会則」の第一条はその目的を次のように掲げている。
- 「本会は永遠に会員相互の親睦を謀り学術上の知識を交換し同学の友誼を尽すを以て目的とす」
 (以下全文は、『学友会報』40号にある)。
- (4) 同紙は、当初「報道を見合せ」るほどの慎重な態度を示したが、事件の経過を最も精力的に報道した。その立場は学校側寄りであったが、「清國」内世論の動向に対しても、「上海新聞」の記事を紹介する形で論評を加えていた(同紙7月9日)。

三 留学生教育政策

1. 清国留学生の増加

日清戦争後、1896(明治29)年に始まった、清国留学生の日本への留学は、年を追って盛んになっていった。¹⁾ そして、前述の「清国留学生取締規則」が定められた1905(明治38)年頃はそのピークといわれ、その数、1万名とも伝えられている。

これら留学生達は、その年令においても、学歴においても、出身省別においても、あるいは専攻分野においても、極めて多様であった。²⁾ 官費生に比して、私費生が圧倒的に多かった。彼等の日本留学が、清国の張之洞ら改革派の「西学」攝取の主張によるものであったことも夙に知られていることである。欧米諸国への留学に比し、経費の点で、廉価であったとしても、当時の状況において、その子弟を日本留学に送れるのは、極めて限られた階層であったことも忘れてならないことであろう。ところで、彼等が受けた教育・学習内容はどのようなものであったろうか。

女子の場合を含めて、圧倒的に多数の者が、所謂普通教育程度のしかも速成の教育を受けた。³⁾ しかも、その学校は、学生・生徒の所持金目当ての「学商・学店」とまでいわれた悪徳経営者によるものが少なくなく、留学生の向学心を奪い、失望させるものであった(さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』P.83)。軍関係の学校での教育の方が、その教授内容においても、日本人教師の熱心さにおいても、見るべきものがあったといわれる歴史の狡知であった⁴⁾。

ところで、本小論との関連で、特に大学・高等専門教育のレベルにおいて、その状況はいかなるものであったろうか。次節に述べる「五校特約」制(1908年)前の様態を概観してみよう。

最初の清国官費留学生(1896年)13名は、高等師範学校長、嘉納治五郎の「私塾」で3年間の教育を受けた。アイウエオからはじめて、中等教育程度の化学・物理・数学等の学科を「修了」した7名中、2名はそ

の後、東京専門学校(早大の前身)に入学したという(さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』P.39)。これが最も初期の、高等専門学校レベルへの留学生の入学状況であった。⁵⁾

その後の状況を、『文部省年報』により、直轄学校に限定して、清国留学生等在学者数を調べてみると次表(次頁)のようになる。⁶⁾

このような状況にあって、文部省の施策はいかなるものであっただろうか。『文部省年報』に、外国人留学生に関する記述・統計が、1900(明治33)年度版に、初めてあらわれたことに見られるように、それは一口に放任主義といえるものであった。

この年7月4日、省令「文部省直轄学校外国委託生ニ関スル規程」を定め、「本邦駐在ノ公使若ハ領事ノ委託アルモノニ限り」外国人の入学を認めた(同第1条)。しかし、同7条一「本令施行ノ際文部省直轄学校ニ現在スル外國人ハ其ノ学科ヲ修了スルニ至ルマテ本令ノ規定ニ依ラサルコトヲ得」(傍点筆者)が示すように、同規程施行当時すでに、直轄学校には外国人が入学していたことが明らかである。

さらに、この年の高等学校長会議への諮問事項中に、「文部省直轄学校ニ入学ヲ志願ノ外国人取扱方ノ件」が挙げられていた(『文部省年報』明治33年度版)。

これらのこととは、この年になって文部省が、漸く留学生問題に対応を示したことを意味している。上記「外国委託生ニ関スル規程」は、翌年1901(明治34)年11月11日「文部省直轄学校外国人特別入学規程」に改められ、志願条件を、「外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介アルモノ」とし、日本側の権限をも明記するとともに、志願条件の緩和を行なった。しかし、「学校ノ設備上差支アル場合」は入学を許可しない旨の条項(3条)はそのまま残され、条件整備に基づく「門戸開放」では決してなかったのである。

そして、最初に述べた様に、1905(明治38)年11月2日の省令一(所謂、清国留学生取締規則)一には、留学生達の激しい抵抗を受けたのである。それは、「放任」から「取締」へという、清国政府の意向を受けた文部省の政策の変更を意味するものでもあった。同時にまたそれは、「臨時清国学生養成費」(15,143円)を予算化するという初めての財政的裏づけをもつたものであった。

しかしながら、それらは、留学生の増加に伴い「政府も之に対し相当の施設をする必要を感じ……『規程』を制定し、一層の便益を与へた」(『学制五十年史』附録P.1,1922)と文部省が「自画自賛」し得るようなものではなかった。特別の施設を講じたのは専

	1900 (明治33)		1901 (明治34)		1902 (明治35)		1903 (明治36)		1904 (明治37)		1905 (明治38)		1906 (明治39)		1907 (明治40)	
	本科	別科	本科	別科	本科	別科	本科	別科	本科	別科	本科	別科	本科	別科	本科	別科
東京高師									13		10/10					
広島高師										3/3		2/2		2/2		
一 高	3		2/3		4/4											
二 高																
三 高							7/8		13/15		5/58		69/74		59/70	
四 高																
五 高																
六 高																
七 高																
東京帝大	2	4/9	1	8/14	1	10/18	1	7/16	1/3	4/13	2/4	15/17	3	26/28	4/7	29/34
京都帝大										3/4		8/9		19/14	4/4	6/6
千葉医專												8/9		19/22		26/30
仙台医專									1/1		1/1				6/6	
岡山医專												2/2			3/3	
金沢医專									2/2		2/2				3/3	
長崎医專										1/1		1/2			4/5	
東京外語	1		3	3		3/5	2/2			1/1	3/3	1/1		6/6	3/3	3/3
東京美術			1	1	1	1			1		1/4			4/3	1	4/6
東京音楽	5	5	5	4	2/2				8		9/10			8/10		24/26
札幌農					5/5	6/7			15/17			19/20		1/2		
盛岡高農														4		9/9
東京高商	4/4	5/5	5/6	4/5		4	21	30/39			42/42			5/8		
長崎高商															3/4	
山口高商															6/6	
東京高工	1/3	6/11		7/15	11/19		14/21			45/56		69/81			6/5	
大阪高工					3/4	16/16		16/16			24/24			25/26		
京都工芸										5		2/3		5		
名古屋高工														6/6		
熊本高工												3/6		4/7		
仙台高工														1/1		

直轄学校における外国人学生と清国人学生の在学者数 <1900 (明治33) ~ 1907 (明治40) >

清国人 / 外国人 清国人欄の数字がないのは「文部省年報」に明記されてない場合である。

本科：予科を含む

別科：選科、特別科、聴講生を含む。

ら民間の、私立学校だったのである。それらの中には、「学商・学店」と呼ばれる悪質なものが少なくなかったことは既に述べた。

それらの条件下においても、留学生の増加は、必然的に、大学・高等専門学校への入学志願者の増加をもたらした。⁷⁾

他方、1905年の「清国留学生取締規則」に対する大規模な反対運動は、日清両国政府に、留学生教育の質的整備を促した。清国政府にとって、科挙廃止(1895)下のエリート確保と留学生の革命運動化防止、日本にとって留学生の革命意識と遊蕩の日本学生への波及防止が、それぞれ緊急の対策を要する問題であった。

それらが、「五校特約」制を生む条件であった。

<注>

1) 正確な留学生数は把握できないが、さねとう氏の調査では、1896(明治29)年13名、'97年9名、'98年18名、'99年202名、1900年不明、'01年280名、'02年約5百名、'03年約1千名、'04年約1万3千名、'05年約8千名、'06年約8千名、'07年約7千名、'08年約4千名、'09(明治42)年約4千名となっている(『中国人日本留学史』別表1)

『教育時論』が不定期に報じるところによれば次の通り。1898(明治31)年7月10数名、'99年8月約80名、1901年10月約2百名、'02年3月274名、同年7月約5百名、'03年11月約1千名、'05年2月約2千名、同年6月約8千名、同年9月約1万名、'06年末8093名、'07年10月6千6百名、'09年1月約5千名。(月は『教育時論』誌が掲載した月)

これらによって凡そその清国留学生数が知られよう。

2) 例えば、次の様な1902(明治35)年1月末のデータが得られている。(『教育時論』610号、同年3月25日より作成)

出身省別	年令別	在学別
湖北 49	7才未満 1	東京帝大 15
江蘇 46	7~12才 3	一高 2
浙江 42	13~17才 17	高等師範 2
廣東 23	18~20才 52	東京高工 6
湖南 19	21~23才 83	高等商業 5
直隸 16	24~26才 53	千葉医專 1
安徽 15	27~30才 26	熊本医專 2
福建 12	31~35才 8	慶應義塾 13
四川 11	不明 31	東京専門 17
江西 4	274名	法学院 6

貴州 2 (ママ)	2	(他)私立法
盛京 2	2	学校 3
陝西 1	1	東亞商業 19
山東 1	1	同文書院 20 (ママ)
広西 1	1	弘文書院 27
其他 30		高師附屬中 2
(満州蒙古等)		華族女学校 4
計 274名		成城学校 44
		近衛兵付 39
		砲兵工廠 6
		他 16
		249名

3) さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』P.79以下。

又『教育時論』732号(1905年8月15日)によれば、清国留学生2731名中、「普通学」の学校に在学していた者が、少なくとも次の通り示される。弘文学院1,100名、同文書院148名、成城学校151名、振武学校305名、清華学校151名、経緯学堂139名、私立中学校11名、実践女学校等女学校21名、小学校6名、高等師範附屬小中学校9名、計2,041名つまり、約75%が「普通学」を修めていたことになる。尚この2,731名の調査日は不明である。

4) 陸軍士官学校や陸軍戸山学校の予備校である成城学校や振武学校へ、清国官費留学生が多かったこともひとつの特色であった。成城学校の場合1898(明治31)年初入学の生徒が1900年7月に45名卒業しているがこの間、退学者は僅か1名であった。以後明治末年(1912)まで延べ、498名の卒業生を出している。特に1903(明治36)年7月以後は、軍人希望者が激減し、「普通教育」程度を修めた卒業生の中から、文部省直轄学校へ入学する者が少なくなかった(成城学校留学生部『留学生部出身者名簿』1937年)。

後の、中国大学学長吳玉章は当時の留学の体験を次の様に述べている。「(1903年3月)、日本にきたものの、さてどの学校にはいるか……『成城学校に入学できたならいちばんいいのだが』というのであった。…この学校(=成城学校の2年半の文科専門速成中学班)はたしかによい学校だった。授業は厳格で、生徒はみな寄宿舎にいれられ……。教員もすぐれており、教え方も真剣だった。…おかげで、日本人中学校の5年間の課目をわたしたちはわずか2年半ですませることができた……」(吳玉章『辛亥革命』1964, P.82~83)。

- 5) アジア諸国から、日本の中・高等教育機関への留学の嚆矢となったのは、1881(明治14)年慶応義塾に入塾した朝鮮人ではないかと思われる(『慶応義塾百年史』中巻(前)P.145~146)。
- 6) さねとう氏の「年度別各学校卒業中国人数一覧表」(『中国人日本留学史』P.138~)によれば1908(明治41)年度までの文部省直轄学校卒業清国留学生は、東京帝大1、京都帝大1、北海道帝大(札幌農学校)11、大阪帝大(大阪高等工業)14、一高26、二高1、二高2、となっている。私立では早大が圧倒的に多く257を数えていた。
- 7) さねとう氏によれば、1907(明治40)年、「高等専門の学校に入学を志願するものが二千人もあった」という。(前掲書P.106)
- 『文部省年報』1907(明治40)年度版によると、この年、文部省直轄学校(高師3、高校7、帝大3、医專5、実業11、他3校)への外国人入学志願者数は計435名、うち入学者164名。公私立専門学校への入学志願者計1,678名、うち入学者1,547名。官公私立の大学・高等専門学校への外国人入学志願者合計2,113名、入学者1,711名。外国人中清国人が8割以上と推定されるから、ほぼ、さねとう氏の推計は妥当と思われる。尚、私立専門学校の中では、法学系への志願が圧倒的に多かった。

2. 「五校特約」制

清国政府は留学生教育政策の整備として、まず、1906(明治39)年2月の「選送留日学生制限弁法」によって、留学生の資格を中学卒業程度以上の者に制限した。同年、学部(=文部省にあたる)は更に、「考験遊学生章程」(留学生卒業試験規程)を制定し、この8月より実施した。これによって、日本留学生の成績不良が明らかにされ、それは日本国内でも問題にされた(『教育時論』777号、1906年11月15日)。

更に同1906年6月学部は、速成学生の派遣も停止することにした。10月には、「管理日本留学生章程」(留日学生管理規程)を定めたが、これらは、従来日本政府に依存していた、留学生の監督を清国政府自らが行なおうとしたものであった。この6章40条から成る「章程」は、その後、在欧米各国の留学生監督規程の原型となり、その一部分は民国成立後にも受け継がれた。それによれば、公使館内に「遊学生監督処」をおき、総監督は公使と兼任にし、副総監督は学部派遣とし、「監督処」は、「学部」及び各省「監撫」に対して留学生の成績・品行等の報告義務を負うと共に、留学生の指導管理に責任を担うことになった(3章)。留学生の入学校は、文部省が「選定」し、清国公使が「認

定」したものに限られることになった(4章)。¹⁾(舒新城『近代中国留学史』民国16年、P.159~165)

それと前後して留学生の大学・高等専門学校入学志願の増加に対し1907年、清国公使は、日本の文部省と協定し²⁾1908(明治41)年より15年間、各年、第一高等学校に65名、東京高師に25名、東京高工に40名、山口高商に25名、千葉医專に10名、5校で計165名の学生を留学させることにした。³⁾これが所謂、「五校特約」制であり、清国政府として、留日学生に高等の学問の研鑽を為さしめた嚆矢であった(前掲『近代中国留学史』P.65)。

この官費支給(各省が分担)による留学制度について、1914年一高予科に入学した郭沫若は、次の様に述べている。「この五校はすべて日本の国立学校だったし、受かれば官費ももらえるというので、留学生の競争の的となっており、非常な難関でもあった。8,9年受けてもまだ受からないものもいた。初めて(日本に)行って、半年か一年のあいだに合格しようというのは、まったくあてのないことだった(郭沫若、小野・丸山訳『郭沫若自伝2』P.100)。

このように「五校特約」制は、留学生に過度の競争を強いながら、民国成立以後に至る15年間、「エリート」養成の機能を果したといえるだろう。⁴⁾

それでは、上記の五校は、「特約」指定以前、留学生教育上、どのような「実績」を有していたであろうか。

I) 第一高等学校の場合

1899(明治32)年9月、清国浙江巡撫より派遣された留学生8名を、外務省の委託により、聴講生として受け入れたのが最初であった(「第一高等学校六十年史」P.472, 481)。これは、同校における、外国人入学の最初のケースでもあった。

更に、1903(明治36)年12月、北京大学派遣の留学生34名の教育に関する一切を、文部省より委嘱された。翌年1月に着校した留学生達は、全寮制の寄宿舎に入寮、2月から授業を受け始めた。彼らは翌年度にもそれを継続した(前掲書、P.472)。

これらの特別生の他に、先の表(68頁)にもあるように、毎年何名かずつ「清国」学生が在籍していた。

この間、例の「清国留学生取締規則」問題に關説した、一高側の報告文が、「清国京師大学堂留学生ニ関スル第二年報告(1908)抄録」に見えている。それによれば、「本校留学生ハ該規定ニ関シテハ一般ニ毫厘ノ惡感ヲ抱クモノナク他ノ私立学校ニ於ケル留学生ガ之ニ対シテ紛擾セルニ拘ラズ安ンジテ各自ノ課業ニ励ミ來リ」と報告されている。しかしあの事件には、私立学校生のみならず、直轄学校生も参加したのであり、

「毫厘ノ悪感ヲ抱クモノナク、安ンジテ……課業ニ励ミ」という学校側の認識は、事実にも反していた。

それ以上に、あの「規程」に対する学校側の態度が、この報告から伺えて興味深い。それは留学生達が、「取締規則」を単に公私立学校の留学生の問題としてばかりでなく、留学生全体、若しくは、日本の教育・学問の自由の問題として訴えた思想とは無縁のものであったからである。

Ⅱ) 東京高等師範学校の場合

清国最初の日本留学生13名を、1896年高等師範学校長加納治五郎が、自らの「私塾」で教育を始めて以後、1899（明治32）年にも、加納は、清国湖廣總督張之洞の依頼により、留学生10数名を預ったと『東京文理科大学、東京高等師範学校創立六十年』は述べている。同書にはそれ以降、1908（明治41）年の同校「外国人特別入学規程」の制定に至るまで、留学生に関する記述は見当らない。『文部省年報』によれば、1905（明治38）年度に10名の聽講生が記録されているが実態は不詳である。

Ⅲ) 東京高等工業学校

同校では、1901年11月の文部省令一「文部省直轄学校外国人特別入学規程」一に拠り、翌年9月「外国人に入学を許可する制を設けた」（『東京工業大学六十年史』P.285）とされている。が、『文部省年報』によれば、1900年度以来、清国をはじめアジア諸国からの留学生を受け入れていた。

1905（明治38）年11月には、「外国生徒予科規程」を設け、外国人で、本科生としての入学を希望する者に、一年間の予科教育を施し、試験の上、本科に編入させることにした（前掲『六十年史』P.288）。しかし、翌年3月には早やくも、上の「規程」を廃止し、「特別生規程」を設けて、外国人入学志願者を、特別生として入学を許可し、これを予科生と本科生とに分けて、各々特別教授をすることにした。そして「特約」指定時には、100名近いアジア留学生が在学していたことは、大阪高等工業学校への留学生の漸増とともに注目しておくべき事柄であった。

Ⅳ) 千葉医学専門学校

当時の同校の留学生教育については、ほとんど知るところがない。『千葉大学医学部八十五年史』には歴史的記述としては見られず僅かに、辛亥革命当時（1911年）のエピソードが紹介されているにすぎない。

『文部省年報』には、その1903（明治36）年度版に同校、「外国人特別入学規程細則ヲ定メタル」（同年報P.113）と一行記されている。清国人聽講生は、1905（明治38）年度以後、毎年、8名、19名、26名を数えていた。

上述の様に4校は、「特約」指定数年前から、外国人特に清国留学生に対する一応の「教育方針」と「実績」を持ち得ていたと言えるだろう。

次ぎに、われわれは、山口高商の場合を調べて見よう。

<注>

- 1) 私立学校で「選定・認定」されたのは次の19校の様である。「早稲田大学、明治大学、法政大学、中央大学、宏文書院、經緯学堂、東斌学堂、成城学校、同文書院、東京実科学校、大成学堂、東亜公学、大坂高等予備学校、警監学校、東京警察学堂、東京鉄学堂、東亜鉄道学堂、実践女学校」（『教育時論』787号、1907（明治40）年2月25日）
- 2) この「協定」の成立過程は、興味ある研究課題である。さねとう氏によれば、当初特約は、11校だったという（『中国人日本留学史稿』P.210及び『中国人日本留学史』P.106）。この五校に軍事関係と農業関係の学校を加えれば、ほとんど全分野の要員は得られるであろう。
- 3) この時、清国学部は、全9条の「章程」を定めた。官費の財源・支給法を含め、その大要を知ることができる。（前掲舒新城『近代中国留学史』P.65～）
- 4) 「特約」五校卒業後の進路調査の手がかりとして、外務省情報部『現代中華民国満州国人名鑑』（昭和7年）による「事変前の大陸における重要人物二千餘名の学歴」調べがある。「重要人物」なる概念は極めてあいまいであるが、それによれば、2,000余名中、留学経験者が1,097名、うち日本留学が479名を占めている（実藤恵秀「近代支那留学史」、和田清編『近代支那社会』所収）。同時に中国においては「留学生闕」が、形成され、学界で「米、英、日、独、各系統の留学生がはげしく対立した」といわれる（白井浩「新中国の科学的研究体制」『思想』351号、1953年9月収）。

3. 山口高商と「五校特約」

1905（明治38）年設置の山口高等商業学校に清国留学生が初めて入学したのは、1907（明治40）年4月であった（『山口高等商業学校沿革史』P.631）。

ところで、この山口高商は、防長教育会という社会的勢力を背景に、長州闘争の人材輩出を目的とした特異な、山口高等中学校、山口高等学校を前身にしている。¹⁾

その「高商」への転身は、1) 明治30年代後半の防

長教育会の財政的逼迫、2) 山口高校への他府県入学者の増加（明治35年の高等学校「共通選抜試験」制実施後、山口県人の優先入学が崩れた）、3) それに伴う国庫補助の受給と国庫移管問題、4) 折りからの高等教育政策としての実業専門学校増設という状況下で、5) 明治38年度より大学予科生の募集を停止（→大学予科制の廃止）するに至り、その善後策の結果であった。

実業教育振興（明治36年の専門学校令）と日露戦後の満韓経営という国策の落し子という性格をもった山口高商の設置経緯は、同校の教育方針にも深い刻印を押すものであった。

設立に際して、当時の文相久保田謙が指示したといふ、次の4項目は、そのことを如実に示すものと言えるだろう。その4項目とは、

- 第一 教授上に於て徒に空理に馳せるを避け実際に重きを置くこと。
- 第二 成るべく年齢の若き卒業生を出すこと。
- 第三 卒業生は主として満韓経営に従事せしむるの目的を以て之れを指導すること。
- 第四 特に德育に重きを置くこと。

（『学友会報』34号、明治40年4月）

以上のこととは、当校の具体的な教育場面において実施された。

第一については、学科課程表を比較するまでもなく、著しく実用的になった。第二については、東京高商、神戸高商の予科1年を含む修業年限4年に対して、山口高商では3年であった。それに逆比例して、毎週授業時数は、山口高校時代の30時から、35時へと増加した。第三の満韓経営については、文部省当局の意向で、第二外国語を「清語・韓語」の二ヶ国語に指定したことや、開校翌々年から満韓修学旅行を実施したこと等に示される。第四の德育重視に関しては、山口高校時代の「教官保証制度」（保証人2人中1人を教官とする）を踏襲・奨励して、学生の「訓育」にあたった。

この様に、明治後期の高等教育政策の特徴特に満韓経営という点で典型的な様態を示した山口高商において、清国留学生の受け入れは、校長個人の積極性もあって²⁾、スムーズに実施に移されたのであった。それは、「戦後経営ノ大計」の一支柱として、「清國ト益々親睦ヲ敦シ我帝国ノ至誠ヲ貫徹セシメ」（西園寺公一）るという、外交方針にも合致するものであった。

山口高商が、その開校とともに、急速に、清国留学生の受け入れに積極的になった背景には以上の様な客観的条件があったのである。それらが、高等商業学校と

しては、1900（明治33）年には清国留学生教育を始めていた（別表、68頁）東京高商ではなく、山口高商が、「特約」校の一つとして指定された要因であった。

学校側の主体的対応は、現存する資料では、開校の翌年1906（明治39）年7月文部省への照会に始まる様である³⁾。その後文部省との文書折衝を経て、翌1907（明治40）年4月に6名の清国留学生を一学年に受け入れたのであった。彼らは、留学生のための「普通教育」を専らにしていた私立東京同文書院及び東京宏文学院の卒業生の中から両校の推薦を得、受験合格して入学したものであった。因みに、この年の、山口高商への清国留学生の入学志願者は22名であった（『文部省年報』明治40年度）。

しかし、この時の受け入れは、「五校特約」としてのそれでは、勿論なかった。

「五校特約」制の成立過程とかかわって、この件で、文部省が、山口高商に照会したのは、1907（明治40）年2月が最初と思われる。⁴⁾その後の、文部省と山口高商との往復文書によれば、この件に関する主な問題点は、やはり諸経費と教官定員の問題であった。

結局、「収容人員」25名に対し、年間経常費5,000円臨時費2,000円を、清国公使館からの委託金として⁵⁾清国留学生部予科を設けて専任教官2名を置き、1908（明治41）年4月から、「特約」五校の一つとして、清国留学生の教育を始めたのであった。

＜注＞

1) 1886（明治19）年の「諸学校通則」によって、防長教育会の寄附によって設立・維持され、文部省が管理する官立学校と同様の「高等中学校」（明治19年11月）、「高等学校」（明治27年）として存続した。

2) 竹中靖一、石川卓美編『本校（山口高商）沿革回顧談』（昭和9年）中の数名の回顧談による。

3) 山口高商の「照会」文そのものは資料として見当らないが、同年9月17日付、文部省普通学務局長名の「回答」文がある。「本年7月27日付ヲ以テ清国留学生ヲ収容スル諸学校ニ関シ御問合ノ処右ハ凡左記ノ通ト存候……」。この山口高商の照会は、清国留学生の受け入れを意図したものであったことは明らかである。

4) 山口大学経済学部所蔵「文部省通牒綴、自明治36年1月至明治42年5月」には、明治40年2月25日付、文部次官沢柳政太郎の「照会」文がある。その主文は次の通り。

「本省直轄学校ニ於テ清国留学生ヲ毎年一定ノ

員数収容スルコトニ相成度候ハ右ニ要スル指南経費ヲ支出スヘキニ付特別ノ御計ヲ致度旨今般清国公使ヨリ本省へ申出候処右ハ可成許可致度見込ニ有之度候 就テハ若シ毎年左記ノ通（25名）貴校ニ収容スルモノトセハ幾何ノ経費ヲ要スヘキヤ詳細御取調ノ上至急御回答相成度此段及照会候也」
5) 1908年度の清国委託金は年間、学生一人につき経常費のみで200円であるから、「特約五校」計165名では33,000円。しかもこの額は次年度以後、2倍、3倍化する数であった。尚、この年の山口高商の総歳出額は62,737円で校長の年俸が2,500円であった。

4. 山口高商における清国留学生教育

山口高商は、「東京等ニテ惡風ニ感染」しない「品行方正」の留学生25名の予科課程入学式を1908（明治41）年4月28日に挙行した。

彼らの学力は「東京宏文学院、同文書院等ノ普通科卒業生若クハ本邦中学科教育ヲ受ケタル」程度であったが、同年5月1日制定の「清国留学生部予科学科課程」（学科目と毎週教授時数計35）は倫理1、日文5、歴史2、地理2、数学6、博物2、物理2、化学2、英語10、体操3であった。

教育内容・方法については、これを詳びらかにする資料を持たないが、一通り普通科目を履習させていたと解される。予科を修了した者は、本科に編入されたが、倫理、英語、体操は本科の科目でもあった。

翌年2月、同校細則に新たに「第十三章 清国留学生ニ関スル特別規定」（19条～118条）が追加された（同校『学校一覧』自明治41年至42年）。この「細則」によれば留学生に対する、同校規則及細則の適用除外例がいくつかあった。

それは、①本科における第二外国語の選択、②特待生、③授業料（年間25円）、④全寮制、⑤陳列室縦観、⑥教職志願とその学資補給、等々に関する規定であった。③、④を除く各項は、留学生の不満とするところであったろう。ただ、注視すべきは、集団退学事件の発端となった、修学旅行に関する規定は、留学生にも日本人学生と同様に適用されることになっていたことである。つまり、学校側が事件に関しては、「細則」に違反したことであった。

こうして、1908年度の予科課程への入学から始めて、4年目の1911（明治44）年、つまり全学年に、「特約」による留学生が在学した年に、「事件」が起って、前述した様な結果になったのであった。

この間、山口高商に在籍した清国留学生数は次の通りであった。

学年	年度	予科	年			計
			一年	二年	三年	
1907 (明治40)	1907 (明治40)	/	6			6
1908 (明治41)	1908 (明治41)	26	1	3		30
1909 (明治42)	1909 (明治42)	38	12	1	3	54
1910 (明治43)	1910 (明治43)	34	32	9	1	76
1911 (明治44)	1911 (明治44)	30	41	19	9	99
1912 (明治45)	1912 (明治45)	/	3	4	2	9

『山口高等商業学校沿革史』および各年『学校一覧』より作成。他に朝鮮留学生が、1911年に1名、1912年に2名各々在学していた。予科生が定員以上になっているのは、本科編入を遂げなかったものが、予科に引き続き在籍したためであるが、それは2年間しか認められなかった。

以上の記述から、集団退学事件が発生した当時の高等教育史的背景、留学生教育政策の概観が理解できたと思う。われわれは、さらに、異国における彼等留学生達の勉学を中心とした全生活をリアルに再現したい欲求に駆られるが、それは、別の機会を待ちたいと思う。

以上の論述から若干のまとめを行なって括文を結ぶことにしよう。

四 まとめ—集団退学事件の訴え

「集団退学」という非常手段による留学生達の抵抗運動の分析の中から、何故に彼等があのような手段を探らざるを得なかつたのか、そしてそれが、当時の日本の大学・高等教育に孕まれていた重要な問題性を鋭く告発するものではなかつたか、という歴史認識への糸口をわれわれはつかみ得たように思う。

この「事件」は、先に(1905年)おきた所謂「清国留学生取締規則」反対の運動と一面共通すると同時に、他方新たな要素を有する運動でもあったと言えるだろう。

第一に、この事件は、文部省直轄学校を舞台とした、清国政府と文部省との「特約」指定校のエリート官費留学生の抵抗運動であったことである。しかも満韓経営の人材養成を目的とする直轄学校での運動であったことは、「満韓経営」という日本の国策自体への、清國エリート留学生としての批判をも意味していた。この点は、公私立の私費留学生を主対象・主体とした1905年の「事件」と異なる点であった。

勿論、そこには、片田舎の商業学校という条件下

で、エリート留学生がそれぞれに相応しく処遇されないことに対する、彼ら留学生達の即ち的不満もあったであろう。しかし、そのことすら、ヒエラルヒーをなす日本の高等教育制度への批判を意味し、山口高商は外国人エリートの養成すら担い得なかったとも言えるのではなかろうか。何故なら「集団退学」は激しい競争を経てきた留学生達が、エリートとしての将来を自ずから放棄することに通じていたのだから。

第二には、この「事件」の直接的契因となった事柄が、留学生達の日常的な、具体的な教育・学習上の要求にあったことである。1905年の運動は、文部省及び清国政府の治安対策の留学生政策に反対するものであった。しかし、この「事件」は、予想される不利益や危機に対してではなく、実際に起った具体的な問題を通して、不満や怒りが、学校当局への直接的抗議という形で噴出したという意味で、より深刻だったのである。そしてこの抗議は、文部省と直轄学校の間にさえ、一つの対立をさえ生じさせたのである。

文教政策の矛盾が、学生対学校当局（教師）という形態で進行した限りにおいては、この「事件」は、当時の日本の教育機関で頻発した「学校紛糾」と共通する側面を有していたばかりでなく、前者の後者への波

及が警戒された点は注視する必要があろう。「学生反抗」という集団行動そのものへの厳しい「批判」はその故だったのであるまいか。

しかしながら第三にわれわれが忘れてならない事は、先に述べた留学生達の学習・教育上の要求が、「國益」を背景にした日本人学生のそれと、同一校において対立的に表面化したことである。

このことは、留学生教育のあり方にかかわって、小さからぬ問題を、「排外」か「連帶」かという極めてシビアな問題を提起していたのである。そして実際には、日本人学生の中から、連帶の思想と運動が見い出せなかつたということは、日本人学生の教育問題として反省を促す性質のものであった。

「集団退学」事件が訴えたものを、大学・高等教育史的文脈において、上記のように位置づけてみると、それは、単なる「思はざる不祥事」でも、一校の教育方針の問題でもなかつたと言えるのではなかろうか。

＜附記＞ 本論作成にあたって、山口大学経済学部図書室、野間教育研究所に大変お世話になった。記して感謝の意を表する。

A Study on Asian Students and Higher Education in Japan

(pp. 63—74)

Sosuke Watanabe*

After the Sino-Japanese war (1894-1895) many Asian students from China, Korea, Southeast Asia and India studied in Japan. A-

*RIHE, Hiroshima University

mong them the number of Chinese students in Japan reached its highest level about 10,000 in 1905. They attended various levels of educational institutions—Universities, Higher Schools, Girl's High Schools, Professional

80

Research in Higher Education

No. 1

Schools and even also Elementary Schools in Japan.

This paper is concerned with the event of the Chinese Student's protest against Yamaguchi Higher School of Commerce and the Ministry of Education in Japan.

The Chinese Government's policy for students studying abroad was to cultivate its elite as men of ability who were obedient to the Government.

In 1906 the Chinese Government made an agreement with the Japanese Ministry of Education in which Japan would accept 165 Chinese students annually at five higher schools for a period of 15 years.

Yamaguchi Higher School of Commerce was one of the 5 schools selected by the two Governments (The others were First Higher School, Tokyo Higher Normal School, Tokyo Higher School of Technology and Chiba Medical School). The Next year (1907), 25 Chinese students entered the Yamaguchi Higher School.

In 1911, 81 of the 97 Chinese students left the Yamaguchi Higher School in protest.

We, at first, relate the process of the event in detail, and then examine critically the immediate and mediate cause in perspective of the educational, political and social background. This study concludes with the argument that the event broke out inevitably in the context of the higher educational policy of the

Ministry of Education and Japan's imperialistic policy against Asian Nations.

This student protest in 1911 was considered to be obviously one type of student movements. It seems very significant that the Chinese students protested against Yamaguchi Higher School as one of the national higher school established and operated by the Japanese Government. As a result Yamaguchi Higher School stopped its education of Chinese students, in spite of the School's own original intention.

We think that the event mentioned above was somewhat different in nature from the protest of the Chinese students against the Chinese Students Surveillance Ordinance proclaimed by the Japanese Government in 1905.

At the same time, the Chinese student movement's activities were similar in nature to the Japanese student unrest known as "Gakkofunjo", which frequently happened in those days. In spite of those environmental situations, it seems regretable that no substantial movements for promoting friendship and solidarity between Japanese and Chinese student groups had been organized at the very time when such actions were most urgently needed. This problem urges us still now to reconsider the following important question: "What should Nationalism and Internationalism in higher education be for us Japanese?"